

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録

日 時	平成23年2月8日（火） 午後3時00分から4時50分
場 所	さいたま共済会館504会議室
出席者数	11名
出席委員	高橋委員、河村委員、横山委員、中村委員、荻野委員、牧委員、 水野委員、湯本委員、卯月委員、春野委員、小峰委員
欠席委員	宮下委員、黒崎委員
諮問事項 その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害図書の指定基準の見直しについて 2 「埼玉青少年の意識と行動調査」について 3 青少年課新規施策（案）について 4 改正条例の施行状況について 5 九都県市首脳会議にかかる共同取組について 6 青少年行政を取り巻く状況について 7 その他

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

牧委員、水野委員

3 議 事

(1) 有害図書の指定基準の見直しについて

事務局から、資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5に基づき説明があった。

(荻野委員)

暴力団を賛美するような本は有害指定して当たり前だと私は思いますが、「指定する予定はない」というところが16都道府県もあるのですが、この理由が分かれば教えていただきたいのですが。

(事務局)

暴力団排除条例をまだ議論していないということや、表現の自由というものを尊重しようという意見もあるかもしれません。そういったことが理由としては推定出来ると思います。

(水野委員)

私どもは青少年健全育成に関する協力団体ということで、その連絡会議というものがございます。ゲームセンターとかカラオケの他、青少年が出入りしたりすることでレンタルビデオ店、コンビニエンスストア、ボーリング場、映画館など10団体ほどで構成されています。

1月27日に会議がございましたが、やはりこの手の書物は、あまりにも暴力団をストレートに賛美するような感じでいかがなものかという話が多かったわけがございます。

それで（これらの書物を）取り扱っているのが書店とコンビニエンスストアが該当するかと思いますが、確かにこの手の書物についても、今、実際に規制の対象となっている書物と同じように規制した方がよろしいのではないだろうかというのが大多数の意見でございまして、書店組合としても協力していこうという話になっております。

(高橋会長)

今回覧している雑誌等は、皆さん、あまり目にすることがなかったかと思うのですが。

(水野委員)

取り扱っているお店はさほど多くはないということでございます。やはり特殊な本になりますので。私も今日浦和のお店を少し見てきたのですが、該当する本があったのは1軒だけでした。コンビニエンスストアには、多少コミック関係の小さい本を何冊か見かけたという状況で、大多数の書店組合の書店では取り扱いはないということでございます。

(高橋会長)

コンビニには部分的にあると？

(水野委員)

ええ。こういうコミックのような小さい雑誌が、何軒かにありました。

(中村委員)

私も初めて見させてもらったのですが、この図書の影響というのはどういうことを想定されているのか、また出ているのか、分かれば教えてもらいたいのですが。

(事務局)

具体的なデータはございませんが、ある県議会議員からは、自分の知り合いでこういう雑誌をきっかけに暴力団に入った例も身近に知っているという御報告もいただいております。

出版全部が問題ということではなくて、やはり青少年にとっては有害なものもあるだろうということで今回御提出させていただいたところでございます。

(中村委員)

条例を改正した場合は東京都のような問題というのは起きないですか。

(事務局)

私どもといたしましては、当然表現の自由というものも大事にしたいと思っております。暴力団を否定する図書まで販売を規制するというつもりは全くありません。

(暴力団を賛美しているかということ) 内容、量を見て、事務局で精査をした上で、必要があれば指定をしていきたいと思っております。

(中村委員)

先ほど荻野委員から「16都県は予定なし」という話がありましたが、東京都はそこに入っているのですか。

(事務局)

はい。入っています。

(中村委員)

東京都が規制したのは、性的描写でしたか。

(事務局)

東京都はコミックの部分の条例改正をしましたが、新聞報道でも随分話題になりました。最終的には、この前の都議会で賛成多数で可決されましたが、表現の自由の観点からコミックを規制するのはいかがかという議論もありました。

(中村委員)

東京都ではこの部分に対しては？

(事務局)

今回確認したところ、今の予定はないということでした。ただ、これからどうなるかは不明です。

(中村委員)

本当に買う人はいるのですか、我々の世代は買わないと思いますが。我々が若い

時は、例えば大学時代にヤクザ映画を毎週何本も見たりしましたが、本と映画はまた違うと思いますけどね。

(事務局)

中村委員が仰るように、当時は『仁義なき戦い』が賛美されたり、(そういう映画に出ている)東映の俳優さんが格好いいと憧れた人たちもたくさんいたと思います。格好いいと思った人がみんなヤクザになるというわけではなく、特殊な事情を抱えている人達がそちらに流れていくということだったのだと思います。

今はあまりブレーキがかからなくなっていて、容易に予備組織みたいなものである暴走族に入ってみたり、社会として周りの怖いおじさんが「それはダメだよ」と言ってくれなくなっていますので、残念ながらこういう形で規制をしていかなないと守れないということは一つあるのかもしれない。

それから、先ほど説明したとおり、暴力団排除条例がだんだん広がってきていますので、それに呼応する形で暴力団を賛美するようなものは除外していこうという動きも大きなムーブメントにはなっていくのではないかと思います。

しかしながら、まだそこまで大きな動きにはなっていないのが実情です。

(中村委員)

暴力団排除条例は警察本部所管の条例ですが、特に今の時代、一般社会とヤクザ世界との見分けがつかなくなっています。

普段は町内活動を一緒にやっている。

しかし問題が起こった場合は、社会経済に与える影響があるということで、この条例が提案されたと思っています。

(事務局)

本を読んで、「格好いいな」と思う分にはいいのですが、少なからず悪い影響を与えている可能性があると思います。

(中村委員)

ヤクザを賛美する本というのは、ヤクザのトップを描写しています。ヤクザにも色々あって、ヤクザっていうものは大変なことなんだよってというようなことも表現しないといけないと思います。ここに出るようなヤクザになるには、大変なことをやって(きている)、それだけの(危険な)努力を出来ますかっていう。

(事務局)

埼玉県暴力団排除条例案の中では青少年に対する教育についての条文も入っています。警察本部ではすでに各小中学校を回って、非行防止の教室をやっておりますが、例えば「薬物を使わない」、「非行に走らない」の他に、暴力団を排除しようということも教育の一環として進めていくというように聞いております。

(中村委員)

埼玉県暴力団排除条例案には、罰則規定がありません。罰則規定を設けることによって、この条例の意義が深まるという部分もあるし、逆にないということで理念条例になるような状況にもなってしまう懸念があります。

(卯月委員)

私も初めて見ましたけれども、感じやすい青少年にとっては非常に興味深々なのではないかなと思いました。

青少年は感じやすい年頃ですので、格好いいということでのめりこんでいくのかなという感じがします。

そのためにもこういう本が頻繁に出ていたら大変だなと思いますので、是非手を打ってもらいたいと思います。

(高橋会長)

審議会としては、あくまで青少年の健全な発達を促していくという観点がございますから、原案どおり有害図書の指定基準について見直すということによろしいでしょうか。

(全委員異議なく了承された。)

(2) 埼玉青少年意識と行動調査について

事務局から、資料2-1、2-2に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

資料2-2の「家族や家庭について」というところで、平成10年の調査には入っております内容を私は是非今回も取り入れていただきたいものがあります。

今、親子の絆というものが非常に薄れている状況だと思うのですが、子どもが親に対して、あるいは家庭に対してどう思っているのかという実態を是非知るべきだと思います。

例えば、「父親のあなたへの理解度」とか、「母親のあなたへの理解度」とか、「両親への信頼等」とかの質問には×が付いていますが、是非復活していただきたいと思います。

あるいは、その下のほうで「家庭の満足度」「家出したいと思ったこと」、これも皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、こういう家庭や親に対してどう思っているのかは是非調査していただきたいと思います。

その理由ですが、琉球新報という沖縄の新聞社が、今年の5月28日に、「子どもの夢のランキング」の戦後63年間の歴史を調べたものが掲載されてまして、「お父さんのようになりたい」というのがランクインしたことは一度もありません。「お母さんのようになりたい」は平成12年に8位だったんですが、それ以降なくなっております。

「お父さんのようになりたい」、「お母さんのようになりたい」、それはお父さん、お母さんへの信頼度のバロメーターです。

お父さんやお母さんに対して、あるいは家庭に対して、子どもたちがどう思っているのかという実態は是非知りたいと思いますので、御検討いただければと思いま

す。

関連で、青少年用の15歳～24歳についても、「両親への信頼等」、「家庭の満足度」が×になっておりますが、ここも是非復活していただけるように御検討いただけないかという要望でございます。

(河村委員)

分量的な制限とかで質問の量のある程度制限していることは理解していますが、この項目だけで本当に学校生活や家族のことが分かるのだろうかという疑問があります。

項目ごとにどういう意図で質問を選択しているのかが見えないのが心配です。

行政が現状を理解して、今後の施策に反映させるということはよく分かるのですが、けれども、例えば家族、家庭についてしっかり調査をして、それを県民にフィードバックするというような目的もあるのなら、その点をもう少し手厚くされた方がよいかなと思います。

去年うちのゼミ生が、山形の高校3年生を対象に親子関係の調査をしたのですが、確かにお母さんと比べるとお父さんが可哀そうなくらいの結果が出ています。

(高橋会長)

設問のねらいも含めてどうでしょうか。

(事務局)

まず項目のまとめ方についてでございますが、河村先生からもお話しがございましたけれども、あまり質問の項目を増やしてしまうと、実際回答する時に、特に子どもたちなどが正直面倒くさくなってしまって、きちんと回答いただけないという可能性があるのかなというところがございます。ある程度設問数は絞った形にしていきたいということから、項目数については減らす方向で考えていきたいというのが1つございました。

また、復活した方がよいのではないかと設問をいくつか提案いただいております。

例えば事務局の方で×としたものをいくつか挙げさせていただきますと、「家庭の満足度」をこちらで×とした理由といたしましては、その下の「家のことで困っていること」とか、そういったところからの問題と絡み併せると、家の困っていることと満足度は似通っている部分があるので、そういったところを調査をすれば、ある程度家庭の満足度等も把握出来るのではないかと考えました。「満足度」を外して「困っていること」を調査してそれで代えようというような形で、少し間引きさせていただいたところがございます。

そういったところで前回、前々回で設問として挙げたものを今回の事務局案から外しているところがいくつかございます。

(事務局)

補足させていただきます。あくまでも今説明したような、機械的な判断でさせて

いただきました。今日御意見をいただきましたので、今後精査をさせていただきますと存じます。

審議会を開催する時間が無いかもしれませんので、例えば郵便やメールを利用しながら先生方に御意見をいただきたいと思えます。

よりよい設問にしていきたいと思えますので、幅広く忌憚のない御意見をいただければと思えます。

(春野委員)

報告書はどこがどういう形でまとめているのですか？

例えば「学校に行きたくない理由」というのが冊子の54頁にあるのですが、圧倒的に「体の疲れや睡眠不足」、「なんとなく」という理由が多いという結果になっています。そのことについては調査結果として、「体調に関する項目である体の疲れや睡眠不足が65%で、内面的な不安や悩みの項目を引き離している」と書いてあります。

しかし、私の印象では「体の疲れ」とか「睡眠不足」とか「なんとなく」というのを、単純に身体的な問題とは捉えることができません。

内面的な問題だったり、友達関係の問題だったり、その結果として眠かったり、疲れてしまったり、だるかったりするというのが、不登校的原因として多いのではないかなと思うのです。

これは本当に議論のあるところだと思いますけれども、私はそういうふうに乗っています。

それなのに、学校に行きたくない理由は「体の疲れ」の問題だと、報告書では表面的な分析をされているだけなのです。

どのように議論されて分析されているのか、この結果を見て、本当にそういう子どもの問題なのか、ということをしっかり読み取る必要があるということを感じました。

(高橋会長)

調査結果は、誰がどういう風に分析しているのでしょうか。

(事務局)

集計・分析も含めて調査会社に委託をしています。

(河村委員)

私も春野委員に同感します。5年程前にさいたま市内の中学校3年生を調査しましたが、「体の疲れ」というのは「不定愁訴」という結果が出ました。理由は不明だけど「だるい」と。けれども、他の指標を見ると、結構元気にご飯を食べていたりします。中学生を知らない調査会社ではなくて、よく知っている人たちに分析してもらう方がいいと思えます。

また、子どもの調査と保護者の調査が「ごちゃ混ぜ」になっている結果、非常に見づらいという印象を受けます。もう少し工夫が必要だと思います。

(小峰委員)

「インターネットの利用」の項目ですが、子どもたちも、「チャット」や「ツイッター」とか色々な使い方をしておりますので、どのような使い方をしているのかということ項目から選ぶのではなく、書かせることも必要だと思います。

それから、保護者に対しても、インターネットに対する意識がどのくらいあるのかということも調査していただけたらと思います。

(荻野委員)

先ほどの事務局の説明で、「ある程度質問項目を絞る」という話をされていたかと思いますが、新しい項目が1つありません。5年も経つと色々なことが世の中変わるとは思いますが、新しい項目が全然ないのはどうなのかな？と思うのですが、どのように御検討されたかをお聞きしたいと思います。

(事務局)

新しい項目につきましては、最終的には当然盛り込む予定でございます。

ただ、現時点では、あくまで前回の調査票の見直しで、まずどれを活かすかといったところを見極めていきたいと考えています。

どの質問を活かすかを見極めた後に、5年前とは違う観点から質問した方がいい項目をまず青少年課内で議論し、その後庁内の関係各課にも照会をかけまして、最終的には新たな質問を含めた形で調査を実施していきたいと考えております。

(事務局)

説明不足で申し訳ありません。ここに書いてある、「◎」がついているものだけで調査をするということではありません。とりあえず過去の質問内容を比較するために、この表を作らせていただきました。

もちろんこの表も参考にするわけですが、例えば、先ほどお話しがありました「パソコンやインターネットをどのように子どもが使っているか」ということや、保護者がそれをどう認識しているかということも新たな質問項目として検討してまいりたいと存じます。

また、どういう質問について何を知りたいからこういう項目が必要だということをもう一度分析させていただいた上で、委員の皆様方に書面でお知らせをさせていただきます。そこで改めて御意見をいただけてまいりたいと思います。

(卯月委員)

設問の仕方によって結果が変わってしまうと思います。ですから設問の内容は十分検討すべきだと思います。

(牧委員)

「15歳から24歳」を対象とした調査で、過去2回に渡って聞いていた「転職希望の有無とその理由」は、今回も入れていただいてもよいかと思います。

(事務局)

色々御意見をいただきましてありがとうございます。不十分な形で議題としてしましまして大変申し訳ございません。事務局で再度原案を作らせていただいて、例

えばメールとか郵送で先生方にお送りした上で、また御意見をいただければと考えております。

(春野委員)

「小遣い」に関する質問が消えているのですけれども、今、5年前と違って、(小遣いの)金額がかなり跳ね上がっているような感じがします。お金と子どもに関することを調べていただけたらと思います。

(中村委員)

この意識調査の回収率はどのくらいですか。

(事務局)

回収率につきましては、お配りしております報告書の3頁の下の方にございまして、10歳から14歳の方が77.6%、15歳から24歳の方が63.4%、保護者の方が79.3%という形になっております。

(中村委員)

記入する場所は学校なのですか。家庭なのですか。

(事務局)

家庭です。

(河村委員)

すごい回収率ですね。普通3割とか4割の回収率ですが。

(事務局)

5年前なので、多少(回収率は)下がる可能性はありますが。

(中村委員)

例えば対象児童というのは学校が選ぶのですか。

(事務局)

無作為抽出になります。住民基本台帳で無作為に抽出し、調査票を送付して回収するという方法です。

補足させていただきますと、前回は訪問回収を行っております。今回からは郵送で回収をしようと考えておりますが、前回は訪問で回収を行いました。

(中村委員)

高い回収率ですね。どのくらい回収できれば意向が把握出来るのですか。

(事務局)

理論上ですが、サンプル数が1,200の場合は、大まかな割合でいきますと5割強回収出来れば、信頼度がかなり高い結果が得られるという形になっております。

(中村委員)

(回収率が)100%ってことはあり得ないわけですが、その残されたパーセンテージが問題児童であり、問題が多いという、そんな部分もありますよね。

(事務局)

統計学的には、サンプル数3,000あれば極めて信頼性が高い結果が得られるので、5,000取っても10,000取っても結果は同じということになります。

3, 000の場合は、回収率5割で1, 500となりますから、そのくらいのデータが取れば、ほぼ全体像は見えるという形です。

これまで何回もやってきていますから、ある意味では子どもですとか青少年の意識がどう変わっているのかっていうのも我々としては把握していきたいと存じます。

従いまして、同じような項目もベースとしては聞いていきたいですし、その一方で、新しく聞いていきたいものもございます。

そのためには、どのようにするのがよいのか検討してまいりたいと存じます。

また、面倒くさいから答えるのをやめようという人が増えてしまっても困るので、その辺の兼ね合いを考えながら検討させていただきます。

(中村委員)

調査してそれをまとめて周知するということは、意識を共有してもらいたいということですね。もちろん施策に反映もさせるとは思います。

(横山委員)

最終的に報告書というのはどこまで配布するのでしょうか。

(事務局)

内閣府が青少年行政をやっておりますので国の方にも配布します。それから市町村の青少年行政主管課や本審議会委員の皆様にもお配りいたします。さらには、県の関係機関、例えば児童相談所であるとか、保健所であるとか、ひきこもりの関係もありますので精神保健福祉センターとかそういったところにも、報告書をお送りします。また当課HPでも結果を掲載しますので、特に本がなくても結果が確認出来るという形でございます。

(高橋会長)

今日、読売新聞に、少年犯罪のうち特に中学生の占める割合が増加しているという記事が出ておりました。

県警少年課のコメントで「インターネットの発達で増加傾向が出てきた」というコメントがありました。青少年の意識の変化の中で是非検討していただきたい視点として、「いじめの質の変化」が挙げられます。

埼玉県で平成19年に調査したのですが、小学校6年生で「**現在いじめがある**」が41%、中2が32%、「いじめの経験がある」が55%、そして「親にも両親にも誰にも相談していない」が39%という驚くべき実態が明らかになりました。

今までは、加害者、傍観者、観衆、それから被害者という四者構造と言われていました。

「何故いじめめるのか」と理由を聞いたら、1割以上が「**自分を守るため**」と回答しています。

そのように考えますと、「いじめの質」は大きく変化していると言えらると思います。

それから、「ネットアドバイザー」とも関係しますが、「ネットいじめ」というも

のが今どういう状況にあるのか、これは是非調査していただきたいと思います。

また、発達障害とも関係があるのですが「ひきこもり」ですね。昨年時点で、全国推計が70万人、そのうち30代が46%となっています。

つまりこの問題は、青少年健全育成の中で大変大きな割合を占めておりますので、「ひきこもり」「発達障害」ということも含めながら少しご検討いただければよいのではないかと思います。

先日の全国調査でも、「子どもの発達に不安がある」と答えた方が4割となっています。これは大変な問題でございますので、今実際に子どもの発達に不安を持っている保護者がどれくらいいるのか、埼玉県の実態も知りたいと思います。

それから、内閣府の調査で「結婚は本人の自由だから、してもしなくてもどちらでもよい」という、これは全国調査ですが、埼玉県のデータは出ているのでしょうか。

(事務局)

いえ、出ていないです。

(高橋会長)

先ほど、「家のことで困っていること」ということがあるので、「家庭の満足度」というのは外したということでしたが、「困っていること」というのは個別の問題ですから、満足度が全体としての傾向がどうかということだと認識いただきたいと思います。

今、色々意見がでましたがもう一度御検討いただいて皆さんに諮っていただきたいと思います。

(3) 青少年課新規施策(案)について

事務局から、資料3-1、3-2に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(卯月委員)

子どもたちに「何か夢を持っている人」と聞いたら、全然手が挙がりませんでした。感動を覚えた時に、初めて自分の「目標」とか「夢」が出てくるのではないかと思います。あまりにも温存されて、危ないことはさせないという保護者ばかりで、子ども自体が「夢」とか「希望」とか「目標」とかにちょっと無頓着なような感じがします。

実践を通して感動を与えるということが、子どもたちに必要だなという感じがします。

この事業は確かにいいのですけれども、それではこれに参加出来ない人は無頓着のままのような感じがします。

だから、全ての子どもが夢を持てるように、何かを体験させてあげる必要があると思います。

子どもたちが夢を持てる、「将来こういうことがやりたい」「こういう人になりたい」というものが、中学生ですらないのですから、小学校の子どもでは尚更かもしれないですけれども。

高校に進学する人も何の目標もなく高校に通っています。高校生ですら大学を選ぶ時に目標がないという生徒が今相当いるということなので、「夢」ということは非常に大切だと思うのです。

(事務局)

確かに仰るとおり、夢のかけはし事業に参加出来る人の数は、かなり限定されてしまいます。

来年度は2,400人ぐらいを予定しています。しかしながら、この2,400人の子どもたちの目の輝きが変われば、その周りにいる子どもたちも、「あの子は参加してあんな風になったのなら僕も何か考えてみようかな」というプラスの影響を与えてくれる効果が期待できます。

さらに来年度は、講師を派遣する事業も始まりますので、それを核にして少し広がっていくかなと思います。そういう核をあちこちに作ることによって、そこから広がっていくことも期待したいと思います。

(事務局)

補足させていただきますと、今年、宇津木妙子さんのソフトボール教室をさせていただきました。当初は、先生が「おはよう」と言っても、ほとんどの子どもたちは挨拶もしないのです。

宇津木さんは非常に厳しいですけれども、厳しいだけじゃない方です。盛り上げるのもお上手で、上手くいったらハイタッチをしたりして。

そうすると子どもたちもどんどん乗ってきて、終わる頃には、子どもたちの目の輝きが変わっているのを私も感じました。

そういう素晴らしい講師もいますので、さらに適任者を発掘して、子どもたちに夢を与える機会を増やしていきたいと思います。

(河村委員)

「夢の配達便事業」についてですが、夢のない子どもたちを、誰がどうやってまとめて申し込むのかなと思うのですが、その点教えていただければと思います。

また、要件が20人以上ということですが、体験教室なので上限数もそれほど多くないと思うのです。生徒40人とか、出来れば30人ぐらいに納めておいた方が、きっと効果が高まるだろうなと思います。

もう1つは、PTAが主催する場合は、学校を活動場所とすれば運営はしやすいと思うのですが、「何かを体験する」となると屋外での活動や特殊な設備が必要になるケースもあると思いますが、その点も教えていただきたいと思います。

(事務局)

この事業については、学校にも案内しようと思っています。学校の授業の一環として実施していただくと一番運営もやりやすいですし、色々なバリエーションが広

がると考えております。

確かにハード的な問題もあります。これからの事業ですので、どのように展開していくのか我々も手探りの部分もございます。「学校」「PTA」「子ども会」など、様々な団体に御協力いただいてやっていきたいと考えております。

それで、夢のない子どもたちをどうするかということではありますが、確かに難しい面がございます。

例えば、学校やPTAが主催する場合は保護者が参加しますので、子どもたちを引っ張り出す御協力をいただけるのではないかと思います。

分野につきましては、「スポーツ」「文化芸能」「サイエンス」「ものづくり」と御説明しましたが、「スポーツ」であれば県のラグビーフットボール協会や陸上競技協会、「文化芸能」であれば、夢のかけはし事業でも御協力をいただいている林家たい平さんなどから協力の承諾をいただいております。

また、B級グルメなども面白いなと考えております。また、「サイエンス」であれば气象台とか、「ものづくり」であれば県内のアーティストなど、なるべく幅広くやっていきたいと考えております。

(河村委員)

是非主婦のプロとか、お料理人のプロとかも実現していただければと思います。

(事務局)

料理も考えております。

(河村委員)

出来る範囲で結構ですけれども、例えば学生のボランティアとかを一緒に募集されるとありがたいと思います。

(高橋会長)

私は是非3人の中から1人は実現して欲しいと思う人がいます。まず1人は石川遼さんです。既にアプローチしておられるとは思いますが、多忙な方ですので難しい部分もあるとは思いますが。

講演してもらうのが難しいのであっても、何らかの形で子どもたちと対話する機会を設けてもらえれば、と思います。松伏小学校の卒業文集を見せてもらったのですが、「将来の自分」ということで、何年後には「ジュニア選手権優勝」「日本アマ優勝」などの夢が語られていました。今年は「マスターズ優勝」という夢をお持ちのようです。

それから野口健という登山家ですね。彼の場合は、高校まで不良のレッテルを貼られて落ちこぼれだと言われていたのですが、亜細亜大学の一芸入試に挑戦して見事合格いたしました。面接の時に何年何月にはどこの山に登るという目標が7つぐらいあって、最後にはアジア最高峰のチョモランマに登頂するとアピールしたのですが、これを年月どおりにやり遂げたのですね。

彼らに共通しているのは「最終ゴール」「当面の目標」「今の課題」が明確になっているということです。

夢のかけはしのためには、最終的な目的と当面の目標と今何から始めるかという3つが大事なポイントだと思いますので、それを叶えていくのが石川遼と野口健と、もう一人は埼玉県の教育委員になりました原田隆史ですね。彼は大阪で一番荒れている学校を13回陸上競技で優勝させた実績を持っています。家庭や地域環境は大阪でも最悪の部類に入っていました。「夢なんてとんでもない」と思っている子どもたちに対して、夢を持たせた実践家でございます。彼は「目的」「目標」「今の課題」をプログラムして、きちんと確立してやってきた男です。機会があれば交渉していただきたいと思います。

そして、参加者だけでなく、より多くの方に影響を与えることができるようにしていただきたいと思います。

直接参加する機会に恵まれなかった子どもにも刺激を与えることができるような、そういう工夫も是非していただければと思います。

資料3-2の方にも1つ意見がありまして、特に講演会のところですね。学校での開催ということも入っていますが、文化の交流というのは、非常に大事であると思っております。

私が臨教審の**専門委員**をしていた頃、京都で教育サミットがありましたが、当時の中曽根総理大臣や岡本臨教審会長が盛んに「教育の国際化」を訴えたら次々質問が寄せられました。「あなたの言っている国際化とはどういう意味だ」という質問が矢継ぎ早に飛んだのです。私は当時34、5歳でしたので、「インターナショナルイゼーション」という英語が通用しない理由が分かりませんでした。「国際化」を表す英語は他動詞で相手を動かすという意味です。

けれども、「国際人になる」というのは自動詞で、自分が多文化を理解するとか、英語が話せるようになるとか、相手の文化に合わせるのが「国際人になる」という意味なのです。その自動詞と他動詞の違いが問題の所在であったことが明らかになったのです。**国際人の条件は**、日本人としての「発信力」であり、日本のことを発信できる能力ということだと思います。私は（学生と）海外へよく卒業旅行に行くのですが、海外の学生と交流しますと日本のことを聞かれるのですが、日本人はほとんど説明できないですね。その交流により、どんどん視野が開けてきて、色々な勉強を始める契機となることがあります。

今の若者が、なぜ海外にあまり行かないかといえ、その必要性を感じていないからだと思います。

是非内発的なものを引き出すためにも、一方通行の講演だけではなく、海外経験者、あるいは留学生との双向法的交流ができるような場を考えていただければと思います。

（４）改正条例の施行状況について

<質疑・応答特になし>

(5) 九都県市首脳会議にかかる共同取組について

<質疑・応答特になし>

(6) 青少年行政を取り巻く状況について

(春野委員)

「深夜外出関係」のところの、「深夜外出制限(保護者)」というのと「深夜連れ出し等」というのがよく分からないので教えていただけますか。

(事務局)

「深夜外出制限(保護者)」については、夜の11時以降に保護者が(子どもを)連れ出さないという努力義務になっております。

「深夜連れ出し等」については保護者以外の方が、18歳未満の子どもたちを外に連れ出すというような行為となっております。

(高橋会長)

「その他埼玉県に規定のないもの」というところの3つ目の、「児童ポルノの根絶への保護者等の責務」というのが東京都の場合には指導・助言という規定があるようですが、これはどういう対応になっているか分かりますか。

(事務局)

東京都の条文では、

- (1) 東京都は事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める義務を有する。
 - (2) 都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。
 - (3) 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより心身に影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、その影響から回復等することができるよう支援を講ずる。
- というような内容となっております。

(7) その他

(高橋会長)

先ほど発達障害の問題にも触れさせていただきましたが、今日の読売新聞に「発達障害児の早期発見・早期支援へ」ということで、県の新年度の予算案に1億8,700万円という記事がございます。

先ほども申し上げましたが、ひきこもりが全国で推計70万人、ある専門の調査でそのうち約3割が発達障害という統計もございます。

また、先日視察した仏教慈徳学園の入所者においても、発達障害の問題がかなりの割合を占めているという学園長の話もございました。

つまり、非行という問題とも密接に絡んでいるといえると思います。

発達障害者支援法で縦割り行政を排して連携していくということが謳われています。

この発達障害の支援についても、青少年健全育成という観点から少し今後議論していく必要があると思います。

事務局の方でもどうということが県の取組と連携していけるのか御検討いただければありがたいと思いますので、今日のところは問題提起ということでございます。

4 閉 会